

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 6 月 1 日

上越市長 村山 秀幸

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
集 1-1 ～集 1-32 集 1-34～集 1-37	上越市 吉川区 河沢 字前山 176 他	57 林班 1～5 小班	山 林 他	29.25	20 年 (2041 年 3 月 31 日)	詳細は、別添 経営管理権 集積計画の とおり

2 縦覧場所

上越市農林水産部農林水産整備課、柿崎区総合事務所、吉川区総合事務所  
上越市ホームページ (<https://www.city.joetsu.niigata.jp>)

3 本公告により、上越市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。